床、壁又は防火設備で区画された建築物の部分に関する令第百八条の三第一号の認定に係る評価

床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円
床について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百五十四万円
床について加熱開始後一・五時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百六十三万円
床について加熱開始後二時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百七十二万円
床について加熱開始後二・五時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百八十一万円
床について加熱開始後三時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百九十万円
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百五十五万円
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百六十二万円
非耐力壁について加熱開始後一・五時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百六十九万円